



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市民生委員定数条例施行規則	福祉局くらし支援課	1
規則	神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	健康局斎園管理課	2
規則	神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則	健康局斎園管理課	3
規則	神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則	こども家庭局幼保振興課	14
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局税務部収税企画課	17
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	23
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	24
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	25
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	26
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	27
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	28
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	30
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 高速神戸西宮線)	建設局道路管理課	32
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(研究学園4団地建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	33
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(ラビュー学園南小東台地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(フレスポ舞子坂)	経済観光局経済政策課	35
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ミント神戸(神戸新聞会館ビル))	経済観光局経済政策課	37
公告	河川工事及び河川の維持の内容等	建設局森林・防災部河川課	42
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	45
公告	開発行為に関する工事の完了(西区南別府1丁目)	都市局都市計画課	46

神戸市民生委員定数条例施行規則をここに公布する。

令和7年7月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市民生委員定数条例施行規則

神戸市民生委員定数条例（平成27年3月条例第55号）の規定に基づき、規則で定める数は、2,542人とする。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年7月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例（令和7年3月条例第34号）の施行期日は、令和7年8月1日とする。

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年3月規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(墓域)</p> <p>第2条 墓園は、次に掲げる区域(以下「墓域」という。)に区分する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 期限付墓域 条例第3条第4号に規定する期限付墓地(以下「期限付墓地」という。)が設置された区域をいう。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の使用許可</p>	<p>(墓域)</p> <p>第2条 墓園は、次に掲げる区域(以下「墓域」という。)に区分する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の使用許可</p>

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
5 合葬式 墓地	[略]	[略]
6 期限付 墓地	火葬許可証 又は改葬許可証、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類	様式第3号の2による墓園施設使用許可申請書
7 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 期限付墓域 次に定めるところ

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

[略]	[略]	[略]
5 合葬式 墓地	[略]	[略]
6 附属施設	[略]	[略]

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第3項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) [略]

によること。

ア 使用許可後、速やかに台石等を設けること。

イ 墳墓の造営は、次によること。

(ア) 使用場所に囲障その他の設備を設け、又は地下葬孔の原状を変更しないこと。

(イ) 使用場所には、墓碑、花立及び線香台以外の設備類を設置しないこと。

(ウ) 台石及び蓋石の据付面積及び厚さは、別表第1に定める基準によること。

(エ) 台石の背部と背割線とは並行とし、かつ、間隔は10センチメートルとすること。

(オ) 台石及び蓋石上に設ける墓碑等の設備は、台石の背部と並行し、台石及び蓋石の周囲から5センチメートルの間隔を置いて設け、高さは60センチメートル以内とすること。

(7) [略]

2～4 [略]

(使用料の減免)

第10条 市長は、条例第7条の規定により、公益上特に必要があると認め

(6) [略]

2～4 [略]

(使用料の減免)

第10条 市長は、条例第7条の規定により、公益上特に必要があると認め

るときは、当初使用料のうち必要と認める額の減額又は免除（次に掲げる者にあつては、当該各号に定めるところによる減額）をすることができる。

(1) 条例第4条第2項第5号エに該当する者であつて墓園施設又は附属施設を返還する者 合葬施設の使用料の5割相当額の減額

(2) 使用許可を受けて墓園施設又は附属施設に埋葬、埋蔵又は収蔵をしている焼骨等を期限付墓地に改葬しようとする者（使用者の死亡等により使用者に代わつて改葬しようとする者を含む。）であつて墓園施設又は附属施設を返還する者
期限付墓地の区画の埋蔵する焼骨1体につきかかる使用料の5割相当額の減額

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号のいずれかに掲げる扶助（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の規定に準じた扶助を含む。）を受けている者 合葬施設の使用料及び期限付墓地の区画の埋蔵する焼骨1体につきかかる使用料の5割相当額の減額

るときは、当初使用料のうち必要と認める額の減額又は免除（次に掲げる者にあつては、合葬施設の使用料の5割相当額の減額）をすることができる。

(1) 条例第4条第2項第5号エに該当する者であつて墓園施設又は附属施設を返還する者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号のいずれかに掲げる扶助（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の規定に準じた扶助を含む。）を受けている者

(4) 別表第2に定める鶴越墓園の墓石が備え付けられている墓地の区画又は鶴越墓園、舞子墓園、追谷墓園若しくは西神墓園の墓石が備え付けられていない墓地の区画において貸付の募集開始から3年以上連続して応募のなかった区画を使用する者（次号に該当する者を除く。） 当初使用料の1割相当額の減額

(5) 別表第2に定める鶴越墓園の墓石が備え付けられている墓地の区画又は鶴越墓園、舞子墓園、追谷墓園若しくは西神墓園の墓石が備え付けられていない墓地の区画において貸付の募集開始から4年以上連続して応募のなかった区画を使用する者 当初使用料の2割相当額の減額

2、3 [略]

(使用権の承継)

第13条 死亡その他の理由により墓園施設及び附属施設の使用権を承継しようとするときは、その者に代わって墓園施設及び附属施設を管理する者が、承継原因を証する書類を添えて、様式第11号による墓園施設・附属施設使用権承継申請書を提出し、市

2、3 [略]

(使用権の承継)

第13条 死亡その他の理由により墓園施設及び附属施設の使用権を承継しようとするときは、その者に代わって祭祀を主宰する者が、承継原因を証する書類を添えて、様式第11号による墓園施設・附属施設使用権承継申請書を提出し、市長の許可を受け

長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める者に限り行うものとする。

別表第1（第5条関係）

(1) 芝生墓域における墳墓の台石及び蓋石の寸法 [略]

(2) 期限付墓地における墳墓の台石及び蓋石の寸法

使用面積	台石		蓋石	
	据付面積	厚さ	据付面積	厚さ
1.6平方メートル	60センチメートル	15センチメートル以内	60センチメートル	15センチメートル

別表第2（第8条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園の名称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鶴越合墓園	個別安置葬施設	—	1体につき 100,000

なければならない。

- 2 前項の許可は、使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める縁故者に限り行うものとする。

別表第1（第5条関係）

芝生墓域における墳墓の台石及び蓋石の寸法 [略]

別表第2（第8条関係）

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

墓園の名称	種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]	[略]
鶴越合墓園	個別安置葬施設	—	1体につき 100,000

式		円
墓地	個別安置施設について条例第4条第4項第2号の延長に係る使用許可を受けた場合の当該延長の期間に係るもの	— 1体につき 50,000円
	合葬施設	— 1体につき 50,000円
	記名板	— 1体につき 30,000円
期限付墓地の区画	1.6平方メートル	1箇所につき 300,000円
		埋蔵する焼骨1体につき 50,000円
イ [略]		
(2) [略]		

式		円
墓地	個別安置施設について条例第4条第4項第2号の延長に係る使用許可を受けた場合の当該延長の期間に係るもの	— 1体につき 50,000円
	合葬施設	— 1体につき 50,000円
	記名板	— 1体につき 30,000円
イ [略]		
(2) [略]		

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第4条関係）

様式第3号の2(第4条関係)

墓園施設使用許可申請書(期限付墓地)

神戸市長宛

神戸市立墓園条例(昭和41年3月条例第45号)第4条の規定により、墓園施設(期限付墓地)を使用したいので、申請します。

(申請者)

年 月 日

〒 - 本籍.....
 住所.....
 フリガナ 姓..... 名.....
 氏 名 姓..... 名..... (印)
 生年月日..... 年..... 月..... 日.....
 電 話.....
 携帯電話.....

墓園名称	轄 越	墓域・区・号	期限付墓地	1区	号	面 積	1.60 m ²
埋蔵体数	体	・被埋蔵者1人につき50,000円を加算すること、使用許可期間満了後は神戸市が合葬施設へ改葬を行うことを承知しています。 ・別添の継続用紙に被埋蔵者を記載しています。					
添付書類	・住民票の写し(本籍地記載のあるもの(マイナンバーの記載は省略)) ・印鑑登録証明書 ・火葬許可証または改葬許可証 ・戸籍謄本 ・誓約書						
申請の理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再貸付 <input type="checkbox"/> 埋蔵者の追加 <input type="checkbox"/> その他()						

様式第5号及び様式第6号中

「氏名 ㊟ 電話 」を

「氏名 電話 」に改める。

様式第7号、様式第8号及び様式第10号中

「氏名 ㊟」を

「氏名 」に改める。

様式第9号中

「使用者.....㊟

(届出者) 」を

「使用者.....

(届出者) 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

規則名	条項又は 様式番号	規則名	条項又は 様式番号
母子及び父子並びに寡婦 福祉法施行細則(昭和40 年5月規則第31号)	[略]	母子及び父子並びに寡婦 福祉法施行細則(昭和40 年5月規則第31号)	[略]
[略]	[略]	神戸市立墓園条例施行規 則(昭和41年3月規則第 114号)	様式第5号
			様式第6号
			様式第7号
			様式第8号
			様式第9号
			様式第10号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年10月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前																			
別表（第3条関係）											別表（第3条関係）																			
（単位 円）											（単位 円）																			
各月初日の教育・保育給付認定保護者の階層区分			利用者負担額								各月初日の教育・保育給付認定保護者の階層区分			利用者負担額																
階層区分	定義	[略]	3歳未満児				3歳以上児				[略]	[略]	[略]	3歳未満児				3歳以上児												
			第1子		第2子		第1子		第2子					第1子		第2子														
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
[略]	A階層に該当する者を除く教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合は、前年度）分の市民税所得割の額を合算した額（以下「市民税所得割合算額」という。）が次の区分に該当する当該教育・保育給付認定保護者	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
D 5階層	301,000円以上397,000円未満	59,000	58,100	29,500	29,100	0	0	0	0	D 5階層	301,000円以上397,000円未満	66,000	64,900	33,000	32,500	0	0	0	0	D 6階層	397,000円以上	74,000	72,800	37,000	36,400	0	0	0	0	
D 6階層	397,000円以上	66,000	64,900	33,000	32,500	0	0	0	0	D 6階層	397,000円以上	74,000	72,800	37,000	36,400	0	0	0	0											

備考 [略]

備考 [略]

(子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(平成29年3月規則第40号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
<p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(特例措置)</u></p> <p>2 <u>別表の規定の適用については、当分の間、同表D6階層の項中「74,000」とあるのは「66,000」と、「72,800」とあるのは「64,900」と、「37,000」とあるのは「33,000」と、「36,400」とあるのは「32,500」とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

訓令甲第4号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

(注)

1～10 [略]

(注)

1～10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

改正後							改正前						
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4—2 その他							別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4—2 その他						
決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
		区長及び 北神担当 区長	部長及び 須磨支所長 共通	北 玉津支所長					課長 共通	区長及び 北神担当 区長	部長及び 須磨支所長 共通		
01	不動産の貸付（収入を伴わないもの）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産の貸付（収入を伴わないもの）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	債権の放棄	全て	○				債権の放棄	全て	○				神戸市債権の管理に関する条例第16条に規定する放棄をいう。
(注) [略]							(注) [略]						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和7年8月12日 神戸市公報第3923号

神戸市告示第240号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和7年8月12日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
医療法人社団 新国内科医院	神戸市垂水区 小東山本町2 丁目10-2 6	医療法人社団 新国内科医院	神戸市垂水区 小東山本町2 丁目10-2 6	令和7年5月31日	
こたに糖尿病 内科クリニック	神戸市灘区森 後町3丁目5 -41 FT Kビル2F-B	小谷 圭	神戸市北区東 大池1丁目1 -24-70 1	令和7年5月31日	
いのうえ歯科	神戸市垂水区 舞子台6丁目 10-18	井上 一	神戸市垂水区 舞子台6丁目 10-18	令和7年5月31日	
ゆりかご訪問 看護ステーション	神戸市垂水区 小東山本町2 丁目10-2 6-203	医療法人社団 新国内科医院	神戸市垂水区 小東山本町2 丁目10-2 6	令和7年5月31日	
ハート薬局夢 野店	神戸市兵庫区 夢野町2丁目 11	株式会社ファ ルシオ	兵庫県尼崎市 七松町1丁目 2-1-30 4	令和7年6月30日	

神戸市告示第241号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
おかもと訪問看護ステーション垂水	(新)神戸市垂水区西舞子1丁目1番16号 舞子サニータウン30号 (旧)神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目8-5 ベラヴィスタ垂水202号	株式会社おかもと	大阪府寝屋川市池田旭町2-4-22 サンライズ柴田103号	令和7年7月1日	訪問看護 介護予防訪問看護 定期巡回 随時対応型訪問介護看護

令和7年8月12日 神戸市公報第3923号

神戸市告示第242号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月12日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団新国内科 医院	神戸市垂水区小東山本町2丁目10-2 6	令和7年5月31日
こたに糖尿病内科クリ ニック	神戸市灘区森後町3丁目5-41 FT Kビル2F-B	令和7年5月31日
いのうえ歯科	神戸市垂水区舞子台6丁目10-18	令和7年5月31日
ハート薬局夢野店	神戸市兵庫区夢野町2丁目11	令和7年6月30日
ゆりかご訪問看護ステ ーション	神戸市垂水区小東山本町2丁目10-2 6-203	令和7年5月31日

令和7年8月12日 神戸市公報第3923号

神戸市告示第243号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)十色の木クリニック (旧)適寿クリニック	神戸市長田区宮川町1丁目26-5	令和7年5月1日
おかもと訪問看護ステーション垂水	(新)神戸市垂水区西舞子1丁目1番16号 舞子サニータウン30号 (旧)神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目8-5 ベラヴィスタ垂水202号	令和7年7月1日

令和7年8月12日 神戸市公報第3923号

神戸市告示第244号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年8月12日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団医啓会松本クリニック	神戸市北区有野台2丁目1番地の13	令和7年6月1日
かわかみ整形外科クリニック	神戸市垂水区学が丘4丁目15番15	令和7年6月1日
まつお六甲歯科クリニック	神戸市灘区八幡町1丁目7-12	令和7年6月2日
きずな薬局六甲道店	神戸市灘区六甲町1丁目2-18	令和7年6月1日
コトブキ薬局	神戸市須磨区離宮前町1丁目1-44	令和7年7月1日
神戸セントレース歯科・矯正歯科	神戸市中央区三宮町一丁目4番3号	令和7年7月1日
ごとう糖尿病内科クリニック	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和7年6月1日
すだち薬局	神戸市中央区多聞通4丁目1番3号	令和7年7月1日
御影こども形成外科	神戸市東灘区御影2丁目4-10	令和7年7月1日
えりぐちこどもケアクリニック	神戸市東灘区住吉宮町6丁目14番地17	令和7年7月1日
医心館 訪問看護ステーション 王子公園	神戸市灘区水道筋6丁目3番15号	令和7年6月1日
訪問看護リハビリステーション しょう	神戸市中央区生田町3丁目2-5-1	令和7年4月1日
神戸ヒロ在宅クリニック	神戸市灘区森後町3丁目3-16ホヌ森後町	令和7年7月1日

神戸市告示245号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月12日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
 三菱重工業株式会社 取締役社長 伊藤 栄作

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 神戸市兵庫区和田崎町 1丁目1番1号
 三菱重工業株式会社 神戸造船所

- (3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1
 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基

イ 特定施設の概要

種 類	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	最大積載パーツ重量 : 50kg		
基 数	1基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間間隔	8～17時		
1日当たりの使用時間	8時間		
季節的変動の概要	なし		
汚水の汚染状況	項 目	通 常	最 大
	pH	9.1	9.1
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,300	3,300
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	-	-
	浮遊物質 (mg/L)	31	31
	ノルマルヘキサン抽出物 (mg/L)	530	530
	窒素 (mg/L)	91	91
	りん (mg/L)	880	880
汚水量 (m ³ /日)	0	0.1	
その他参考となるべき事項	原材料は循環使用し、廃液は全量産業廃棄物として委託処理する。(1回/月)		

- (4) 排出水の汚染状況及び量
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第 246号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和7年7月8日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 4 台	令和7年7月22日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和7年7月22日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 6 台	令和7年7月25日	
原付 1 台		令和7年7月25日		
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和7年7月15日	

神戸市告示第247号

道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 8 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が神戸市に代わって道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和 7 年 8 月 26 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 12 日

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	高速神戸 西宮線	神戸市兵庫区御所通 2 丁目 3 番地先から	新	132.90	最大 48.20 最小 21.70
		神戸市長田区梅ヶ香町 2 丁目 45 番地先まで	旧	132.90	最大 48.20 最小 21.70

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年7月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
研究学園4団地建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園西町2丁目5番地の1 他
- 3 縦覧期間
令和7年7月31日から同年8月28日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
ラビュー学園南小東台地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区小東台868-1041 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和7年9月3日（水）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局 603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話（078）595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ舞子坂

神戸市垂水区舞子坂4丁目520番1 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	代表取締役 杉浦 克典
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町 1 丁目 8 番地 4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治

3 変更の年月日

誤記のため省略

4 変更の理由

誤記のため

5 届出年月日

令和7年2月7日

6 縦覧期間

令和7年8月12日から令和7年12月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月12日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミント神戸（神戸新聞会館ビル）
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社神戸新聞会館	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	代表取締役 面出 輝幸

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社神戸新聞会館	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	代表取締役 大国 正美

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社光洋	大阪府茨木市横江2丁目7番52号	代表取締役 平田 炎
メゾン・ド・ヴェルディ株式会社	東京都目黒区自由が丘1-8-9 岡田ビル1F・2F	代表取締役 三角 清隆
株式会社水野商店	兵庫県神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役 水野 和哉

株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命赤坂ビル7階	代表取締役 松崎 善則
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 杉村 茂
ロクシタンジャパン株式会社	東京都千代田区麹町1-6-4	代表取締役 木島 潤子
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE 南青山4F	代表取締役 佐々木 進
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 山神 法之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンプル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番3号	代表取締役 塚田 裕介
株式会社ユニオンゲートグループ	東京都港区北青山2-9-5 スタジアムプレイス青山10F	代表取締役 中川 有司
株式会社 TSI	東京都港区赤坂8丁目5番27号 住友不動産青山ビル	代表取締役 下地 毅
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社栗原	大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
株式会社ヌーヴ・エイ	東京都港区西麻布2丁目24番11号 麻布ウエストビル2F	代表取締役 田代 寛
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番7号	代表取締役 田辺 圭二
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門76-1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	代表取締役 加藤 義裕
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通1丁目2番19号 東洋ビル102	代表取締役 中野 智之
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北4丁目3番8号 市ヶ谷 UN ビル3F	代表取締役 海野 祥之
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番	代表取締役 荒西 俊和

株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町 119 番地 三井生命神戸三宮ビル 6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山 1 丁目 11 番 10 号	代表取締役 松山 剛己
株式会社 U.C.T. corporation	滋賀県野洲市市三宅 2341 番地 1	代表取締役 増村 匡人
株式会社 JayJayJapan	神戸市須磨区寺田町 1 丁目 3 番 19 号	代表取締役 安藤 友介
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通 2 丁目 3 番 13 号	代表取締役 廣畑 正行
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地 KDX 御茶ノ水ビル 4 階	代表取締役 永利 道彦
株式会社メトス	東京都中央区築地 6 丁目 16 番 1 号 築地 616 ビル	代表取締役 吉永 昌一郎
ガーミンジャパン株式会社	横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番 7 号 ヒューリックみなとみらい 12 階	代表取締役 岩田 元樹
ヤノ運動用品株式会社	神戸市中央区三宮 3 丁目 8 番 1 号	代表取締役 矢野 克幸
株式会社サンリバー	大阪市西区新町 1 丁目 28 番 3 号 四ツ橋グランスクエア 7 階	代表取締役 清水 隆
株式会社 TENTIAL	東京都中央区日本橋富沢町 7 丁目 16 番地 The Gate 日本橋人形町 6F	代表取締役 中西 裕太郎
クラシコ株式会社	東京都港区赤坂 9 丁目 5 番 12 号 パークサイドシックス 201	代表取締役 大和 新
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島 4 丁目 1 番 23 号 JS プログレビル 7F	代表取締役 嶺脇 育夫
株式会社 GRIP	横浜市中区海岸通 4 丁目 20 番 2 号 YT 馬車道ビル	代表取締役 羽田 秀伸
エース株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 丁目 4 番 16 号 神宮前 M-SQUARE	代表取締役 森下 宏明

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社光洋	大阪府茨木市横江 2 丁目 7 番 52 号	代表取締役 平田 炎
株式会社水野商店	兵庫県神戸市東灘区深江浜町 36-2	代表取締役 水野 和哉
株式会社ユニテッドアローズ	東京都港区赤坂 8 丁目 1 番 19 号 日本生命赤坂ビル 7 階	代表取締役 松崎 善則

株式会社バイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 杉村 茂
ロクシタンジャパン株式会社	東京都千代田区麹町1-6-4	代表取締役 木島 潤子
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE 南青山4F	代表取締役 佐々木 進
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 山神 法之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンプル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番3号	代表取締役 塚田 裕介
株式会社ユニオンゲートグループ	東京都港区北青山2-9-5 スタジアムプレイス青山10F	代表取締役 中川 有司
株式会社 TSI	東京都港区赤坂8丁目5番27号 住友不動産青山ビル	代表取締役 下地 毅
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社コード	東京都渋谷区神宮前4丁目23番3号 神宮前ペアシティ301	代表取締役 渡利 欣司
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番7号	代表取締役 田辺 圭二
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門76-1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	代表取締役 加藤 義裕
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通1丁目2番19号 東洋ビル102	代表取締役 中野 智之
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北4丁目3番8号 市ヶ谷 UNビル3F	代表取締役 海野 祥之
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番	代表取締役 荒西 俊和
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己

株式会社 U.C.T. corporation	滋賀県野洲市市三宅 2341 番地 1	代表取締役 増村 匡人
株式会社 JayJayJapan	神戸市須磨区寺田町 1 丁目 3 番 19 号	代表取締役 安藤 友介
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通 2 丁目 3 番 13 号	代表取締役 廣畑 正行
アンカー・ジャパン株式 会社	東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 101 号 ワテラストワー 9 階	代表取締役 猿渡 歩
株式会社メトス	東京都中央区築地 6 丁目 16 番 1 号 築地 616 ビル	代表取締役 吉永 昌一郎
ガーミンジャパン株式 会社	横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番 7 号 ヒューリックみなとみらい 12 階	代表取締役 岩田 元樹
ヤノ運動用品株式会社	神戸市中央区三宮 3 丁目 8 番 1 号	代表取締役 矢野 克幸
株式会社サンリバー	大阪市西区新町 1 丁目 28 番 3 号 四 ツ橋グランスクエア 7 階	代表取締役 清水 隆
株式会社 TENTIAL	東京都中央区日本橋富沢町 7 丁目 16 番地 The Gate 日本橋人形町 6 F	代表取締役 中西 裕太郎
タワーレコード株式会 社	東京都大田区平和島 4 丁目 1 番 23 号 JS プログレビル 7 F	代表取締役 嶺脇 育夫
株式会社 GRIP	横浜市中区海岸通 4 丁目 20 番 2 号 YT 馬車道ビル	代表取締役 羽田 秀伸
エース株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 丁目 4 番 16 号 神宮前 M-SQUARE	代表取締役 森下 宏明

3 変更の年月日

令和 7 年 1 月 14 日

4 変更の理由

テナント入れ換えのため

5 届出年月日

令和 7 年 1 月 15 日

6 縦覧期間

令和 7 年 8 月 12 日から令和 7 年 12 月 12 日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

河川法第16条の3の規定により、河川工事及び河川の維持の内容等(令和7年4月30日神戸市公告第3908号)の一部を次のように改正し、令和7年8月12日から適用します。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目2番27 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目1番1 地先まで	1,171	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和10年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで	550		

	左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から 神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで			
--	---	--	--	--

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区板宿町1丁目18番地 先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区宝田町3丁目1番53 地先まで	220	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和10年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで 左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から	550		

	神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで			
--	------------------------	--	--	--

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
大阪ガス都市開発株式会社 代表取締役社長 友田 泰弘
大阪市中央区平野町4丁目1番2号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 聖建社建築事務所 代表取締役 栞 雅之
大阪市西区江戸堀1丁目2番4号
06-6444-3000
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通7丁目3番2
 - (2) 敷地面積 約 395平方メートル
 - (3) 建築面積 約 288平方メートル
 - (4) 延べ面積 約3,920平方メートル
 - (5) 高さ 約 44.0メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上15階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年8月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区南別府1丁目13番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県行田市持田3丁目2番17号
株式会社 ファイブイズホーム
代表取締役 細井 保雄
- 3 許可番号
令和7年2月27日 第8235号
（変更許可 令和7年6月27日 第2227号）